労働者の健康保持増進対策を推進しましょう





2026年10月 改正THP指針

事業場における労働者の健康保持増進のための指針

THP指針とは

事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）とは、労働安全衛生法第70条の2に基づき、労働安全衛生法第69条第1項で定める**事業者が講ずるよう努めるべき労働者の健康の保持増進のための措置（健康保持増進措置）**が適切かつ有効に実施されるため、**生活習慣病**やメンタルヘルス、身体機能の維持向上を念頭に置いて、当該措置の**原則的な実施方法**について定めたものです。

NEW 改正の3つのポイント

① がん検診等の二次予防の推進

- 健康診断等による疾病の早期発見・早期治療**（二次予防）**についても、健康保持増進対策の一環として取り組むことを明記
- 二次予防の対象となる疾病には、**がん、女性特有の健康課題**（月経不順、月経困難症、過多月経、月経前症候群、更年期障害等）、**歯科疾患、骨粗しょう症**及び**眼科疾患**といった健康課題を含むことを明記

② 治療と仕事の両立支援の更なる推進

- 疾病の治療が必要な労働者が離職することなく働き続けられるよう、**治療と就業の両立支援の取組との関係**を明記



③ 健康経営の推進

- 健康保持増進対策について、**健康管理を経営的視点から考え、戦略的に進めることの重要性**を明記



一次予防

生活習慣改善等による疾病の発症予防

運動（運動習慣の定着）／栄養・食生活の改善／口腔保健／喫煙・飲酒対策／睡眠・休養の確保／メンタルヘルスケア

＋

二次予防

健康診断等による疾病の早期発見や早期治療

がん／女性特有の健康課題（月経不順、月経困難症、過多月経、月経前症候群、更年期障害等）／歯科疾患／骨粗しょう症／眼科疾患 等

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

※本ポスターは生成AIを活用して制作しています。